

山梨県立大学大学院人間福祉学研究科履修規程

(令和6年4月1日制定 人間福祉学研究科第5202号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第21条第1項の規定に基づき、履修方法等について必要な事項を定める。

(授業科目)

第2条 授業科目及び単位数並びに授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別表のとおりとする。

(履修登録)

第3条 学生は、指定の期日までに履修しようとする科目の登録（以下「履修登録」という）を行わなければならない。

2 履修登録をした科目の訂正又は取り消しは、定められた手続きによる以外は認めない。

(試験)

第4条 試験等は、原則として、授業期間内に行う。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時、試験を行うことができる。

(単位の認定)

第5条 単位の認定は、試験及びレポート等により行うことができる。

(成績評価)

第6条 成績の評価は、試験成績、平常の成績、出席状況等を総合して判断する。

2 成績の表示は次のとおりとし、S、A、B及びCを合格とし、所定の単位を与える。ただし、合否のみの評価によって単位認定を行う科目については、合格をRで表す。

評語	基準及び適用	得点区分	合否
S	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績	90～100点	合格
A	到達目標を十分に達成できている優れた成績	80～89点	
B	到達目標を達成できている成績	70～79点	
C	十分ではないが到達目標を達成できている成績	60～69点	
D	到達目標を達成できていない成績	60点未満	不合格
R	合否のみの評価により単位認定する場合		合格

3 不合格となった科目は、再履修することができる。

(成績評価に対する異議申し立て)

第7条 学生は、自己の各科目の成績評価について異議を申し立て、審査を受けることができる。

2 異議の申し立てに関する手続きについては別に定める。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。